

# 交通遺児援護基金について

埼玉県交通安全対策協議会では、交通遺児等の援護を目的として寄せられた善意の寄附金を、援護金及び援護一時金として交通遺児等に給付しています。

## 1 援護金

### (1) 給付対象の子ども

埼玉県内に在住する乳幼児並びに小・中・高及び各種学校等に在学する平成15年4月2日以降に生まれた子どもで、下表に掲げる世帯に属する者

給付対象の子どもの人数	同居世帯の総所得額
1人	2,740,000円以下
2人	3,120,000円以下
3人	3,500,000円以下
4人	3,880,000円以下
5人以上	4,260,000円以下

### (2) 給付額

子ども1人につき 年額100,000円

## 2 援護一時金

### (1) 給付対象の子ども

埼玉県内に在住する令和2年4月1日以降に交通遺児等となった者  
(交通遺児等になった日現在18歳以下)

### (2) 給付額

子ども1人につき 100,000円 ※1回のみ

## 3 申請について

### <申請書配布先>

各市町村の交通安全対策主管課、県内公立小・中・高等学校等  
※下記、県ホームページからもダウンロードできます。

【URL】 <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0311/soudankyuhu/koutuuengoseido.html>

QRコードからどうぞ



### <申請期限>

- ① 援護金 令和4年1月31日(月) (給付時期：令和4年5月予定)
- ② 援護一時金 令和3年8月31日(火) (給付時期：令和3年11月予定)  
令和4年2月26日(月) (給付時期：令和4年5月予定)

### <提出先>

みずほ信託銀行株式会社 浦和支店 個人営業課  
〒330-0063 さいたま市浦和区高砂2-6-18 <TEL>048-822-0191

## 4 問い合わせ先

埼玉県交通安全対策協議会 <TEL>048-825-2011  
埼玉県県民生活部防犯・交通安全課 <TEL>048-830-2955